

カードショッピング分割払・リボルビング払手数料率のご案内

日頃は弊社カードをご愛顧いただき、厚く御礼申し上げます。

このたび弊社では、カードショッピング分割払・リボルビング払手数料率を2008年1月6日以降の新規ご利用分から、以下のとおりとさせていただきますので、ご案内申し上げます。また、当該手数料率の実施に伴い、現在お持ちのカード会員規約の該当記載内容もつぎのとおりといたしますので、併せてご案内申し上げます。

1. 手数料率内容

(1) ショッピング分割払手数料率

アドオン月利 0.60%(実質年率 10.75～13.25%) > 〈2008年1月6日以降〉アドオン月利 0.68%(実質年率 12.25～15.00%)

(2) ショッピングリボルビング払手数料率

月利 1.09%(実質年率 13.08%) > 〈2008年1月6日以降〉月利 1.25%(実質年率 15.00%)

2. 上記の手数料率適用開始日

(1) 新規ご利用分(分割払・リボルビング払)

2008年1月6日以降の新規ご利用分から上記1.の手数料率が適用されます。但し、事務処理の関係で現行手数料率が適用される場合がございます。また、1月5日以前のご利用に関しても、ご利用加盟店より弊社への売上伝票の到着が2月6日以降の場合は上記1.の手数料率が適用されます。

(2) ご利用残高

(分割払)2008年1月5日以前のご利用残高につきましては、手数料率の変更はございません。

(リボルビング払)2008年1月28日時点でご利用残高がある場合は、ご利用日にかかわらず上記(2)の手数料率が適用されます。(2月27日引落し分より)

※ カードの種類により提携先店舗での手数料率が上記と異なる場合がございます。

以上

12月19日以降の会員規約の抜粋

第一章 一般条項

第11条(費用・公租公課等の負担)

(2)会員は、支払いを遅滞したことにより丙が金融機関に再度口座振替の依頼をしたときは、再振替手数料として振替手続回数1回につき **315**円(税込)、振込用紙を送付したときは、振込用紙送付手数料として送付回数1回につき **315**円(税込)を別に支払っていただきます。

第二章 カードショッピング条項

第2条(カードショッピングの支払金の支払方法)

(2)(ロ)当社並びに当社加盟店での利用の場合

①支払回数、支払期間、実質年率、分割払手数料は下記の通りとなります。

支払回数(回)	1	2	3	5	6	10	12	15	18	20	24	ボーナス一括
支払期間(ヶ月)	1	2	3	5	6	10	12	15	18	20	24	—
実質年率(%)	—	—	12.25	13.50	13.75	14.50	14.75	15.00	15.00	15.00	15.00	—
支払金合計の利用 代金に対する割合	1	1	1.0204	1.034	1.0408	1.068	1.0816	1.102	1.1224	1.136	1.1632	1

ボーナス併用分割払の実質年率は上記と異なる場合があります。

②分割払の場合、カードショッピングの支払金合計は、カードショッピング利用代金に上記の分割払手数料を加算した金額となります。また、月々のカードショッピングの支払金は、カードショッピングの支払金合計を支払回数で除した金額となります。ただし、月々のカードショッピングの支払金の単位は1円とし、端数が発生した場合は初回に算入いたします。

(例)利用代金 50,000円、10回払の場合

●支払金合計 50,000円×**1.068**=**53,400円**(内手数料 **3,400円**)

●月々の支払金 **53,400円**÷10回=**5,340円**

⑥会員がリボルビング払を指定した場合(当社が特に認めた場合のみ)毎月の代金の支払元金は、申込時に指定した金額(ただし、支払元金が申込時に指定した金額以下となる場合は残金全額)とし、手数料をこれに加算してお支払いいただきます。手数料は、毎月締切日のカードショッピングのリボルビング利用残高に対して**1.25%**を乗じた額とします。手数料の実質年率は**15.00%**です。

支払金額の具体的算定例は次の通りです。

(例)毎月の支払元金が10,000円の場合で、締切日の利用残高が50,000円の時

●支払元金 10,000円

●手数料 **50,000円**×**1.25%**=**625円**

●支払金額 **10,000円**+**625円**=**10,625円**

(3)会員は、手数料が金融情勢等により変動することに異議がないものとします。また、第一章第19条(規約の変更)の規定にかかわらず、当社から手数料の変更の通知をした後は、通知したときにおけるカードショッピングの利用残高の全額に対しても、改定後の手数料が適用されることに会員は異議がないものとします。

第3条(遅延損害金)

会員がカードショッピングの支払金の支払いを延滞した場合は、支払い期日の翌日から支払日に至るまで当該支払金に対し、また期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済に至るまで、支払金の残金全額に対し、**商事法定利率を乗じた額**の遅延損害金を支払うものとします。

※ お持ちのカードの種類によって、規約の章、条、項数が異なる場合がございます。